

10/11 11:00~

財政福祉委員会 説明資料(1)

障害のある人もない人も共に生きるための
施策の推進について

令和6年10月11日

健康福祉局

目 次

ページ

第1	名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための 障害者差別解消推進条例の改正に関する検討状況	1
1	障害者差別解消の推進にかかる本市の主な取り組み	1
2	条例改正の検討状況	4
3	条例改正の方向性	9
4	今後の予定	11
第2	本市の施設整備における当事者参画の仕組みの検討状況	12
1	趣旨	12
2	検討状況	12
3	バリアフリー整備相談支援事業の案	14
4	今後の予定	15

第1 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正に関する検討状況

1 障害者差別解消の推進にかかる本市の主な取り組み

(1) 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（以下「条例」という。）の制定

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定

<施行> 平成31年4月

<一部改正> 令和6年4月

（事業者による合理的配慮の提供の義務化についてのみ条例改正）

(2) 市職員への周知・啓発等

○障害者差別解消庁内推進会議の開催

全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局所管副市長をトップとした全局長による会議として年2回程度開催し、各職場における相談事案や合理的配慮の好事例等を集約・集積するとともに、各局区室へ情報共有

<設置> 平成27年5月

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（以下「市職員対応要領」という。）の策定

<施行> 平成28年4月

<一部改正> 令和5年12月（市職員全員へ配布し、周知・徹底）

○職員向け研修の実施

窓口職員等向け研修（平成28年度～）、指定管理事業者向け研修（平成29年度～）、新任課長級職員研修（令和元年度～）

・令和5年度は、グループワークや障害者擬似体験を取り入れ実施

・令和6年度は、職員研修の受講対象を拡大し、新たに新任課長補佐級職員研修を追加

等

(3) 障害者差別解消支援会議の開催

○本市における障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、相談事例の解決を後押しするための関係機関相互の連携の推進に関することや、障害及び障害者に対する市民の理解の促進に関すること等について協議する会議として年2回程度開催

<設置> 平成28年8月

<構成員(計31名)>

- ・学識経験者
- ・障害当事者
- ・障害福祉事業従事者
- ・関係機関・団体
- 等

(4) 障害者差別相談センターの運営

○障害者本人やその家族、事業者等から障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談事案にかかわる関係者間の調整等を行い、事案の解決を図る専門機関

<開設> 平成28年8月

<主な事業内容>

- ・障害者差別に関する相談、調査及び調整等
- ・障害者差別に関する相談に従事する人材の育成
- ・障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業
- 等

(5) 障害者差別解消調整委員会の開催

○障害者差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないとき、解決を図るための必要な助言又はあっせん等を実施する市長の附属機関

<設置> 平成31年4月

<構成員(計6名)>

- ・学識経験者
- ・障害当事者
- ・障害福祉事業従事者
- ・事業者代表者

(6) 広報・啓発

○障害及び障害のある人への理解のためのガイドブックや動画の活用

- ・「こんなときどうする？－障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック－」

<発行> 平成17年度

- ・障害種別ごとのアニメーション動画「フミダスドーガ」等の活用

<作成> 令和3年度



ガイドブック

○民間活力を活用した広報の実施

- ・民間企業の持つ特性や強み等を活かした効果的な広報として、動画制作などを通じた広報事業の企画提案による広報を実施

<事業開始> 令和元年度

○障害者理解に関する講師派遣事業の実施

- ・障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法を学ぶことができるよう、学校や企業・団体等へ障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供

<事業開始> 令和4年1月

○ナゴヤあいサポート事業の実施

- ・障害の特性を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成

<事業開始> 令和6年10月



あいサポートバッジ

○障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業の実施

- ・事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を実施

<事業開始> 令和6年10月

等

2 条例改正の検討状況

(1) 検討体制

以下の会議において検討及び意見聴取を実施

名 称	概 要
名古屋市障害者 施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する会議・学識経験者、障害者当事者、障害者福祉事業従事者等で構成・障害者基本法に基づき、名古屋市障害者施策推進協議会条例により設置
名古屋市障害者 差別解消支援会議	<ul style="list-style-type: none">・障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため協議する会議・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、条例第 25 条により設置
名古屋市障害者 団 体 連 絡 会	<ul style="list-style-type: none">・障害者福祉の推進について連絡調整を図り併せて障害者福祉の啓発事業を実施するための障害者団体で構成される連絡会

(2) 経過

<ul style="list-style-type: none">○令和 3 年 6 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正が公布、令和 6 年 4 月 1 日より施行○令和 4 年度より、法改正の内容を踏まえた本市条例改正について、「障害者差別解消支援会議」を中心に検討○令和 5 年 8 月に設置された「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会」（以下「検証委員会」という。）の検証結果を条例改正に反映するため、法改正の内容と条例の規定との整合を図る必要のある部分のみ、令和 5 年度に一部条例改正○検証委員会の最終報告を受け、これまで障害者差別解消支援会議等で検討を進めてきた事項も併せて、令和 6 年度に条例改正を予定
--

ア 令和3年度

時 期	内 容
令和3年6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正 (令和3年6月4日公布、令和6年4月1日施行)

イ 令和4年度

時 期	内 容
令和4年7月	第1回名古屋市障害者差別解消支援会議
令和4年12月	第2回名古屋市障害者差別解消支援会議
令和5年3月	第3回名古屋市障害者差別解消支援会議

ウ 令和5年度

時 期	内 容
令和5年5月	名古屋市障害者団体連絡会での意見聴取
	第1回名古屋市障害者差別解消支援会議
令和5年6月	第1回名古屋市障害者施策推進協議会
令和5年8月	第2回名古屋市障害者差別解消支援会議
	名古屋市障害者施策推進協議会より「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会に対する意見書」提出
令和6年3月	第3回名古屋市障害者差別解消支援会議

エ 令和6年度

時 期	内 容
令和6年4月	条例一部改正（事業者の合理的配慮の提供の義務化のみ）
令和6年7月	第1回名古屋市障害者差別解消支援会議
令和6年9月	第1回名古屋市障害者施策推進協議会
	第2回名古屋市障害者差別解消支援会議

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の改正

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）の改正概要

- ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ・国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成する責務を明確化
- ・地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取り組みに関する情報収集、整理及び提供に努める 等

<公布日> 令和3年6月4日

<施行日> 令和6年4月1日

イ 国が策定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正概要

- ・合理的配慮の提供における建設的対話・相互理解の重要性の強調
- ・不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供義務違反に該当する・しないと考えられる事例の追加
- ・障害者の定義として、精神障害に高次脳機能障害を含むことを追加 等

<施行日> 令和6年4月1日

(4) 名古屋市障害者差別解消支援会議等での主な意見

ア 主な意見

区 分	内 容
定 義	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の範囲には、町内会など非営利事業を行う団体やボランティアの任意団体なども含まれているので、そのことが認識できるようにしてほしい。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の基本理念、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得できるようにすること」、「高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用」を盛り込んでほしい。
相 談	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成する責務等を明確化しているため、市の責務に追加すべき。
障害者差別解消を推進する施策	<ul style="list-style-type: none"> 利用の促進を図る意思疎通手段について、代読・代筆も明記してほしい。 改正法では、地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取り組みに関する事例等の収集、整理及び提供に努めるとされていることを踏まえ、事例の分析あるいは調査研究まで踏み込んだ規定を追加してほしい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 障害及び障害のある人への理解や事業者による合理的配慮の提供の義務化に関する広報・啓発をしっかりと行っていくことが大切である。 建設的対話について、事業者の事情を説明して障害のある人を説得するためではなく、合理的配慮の提供に結びつくものとして実施してほしい。 利用しやすい研修や具体的な相談事例の共有、社会的障壁を除去するための補助制度など事業者への支援策を検討してほしい。

イ 名古屋市障害者施策推進協議会より「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会に対する意見書」提出（関係部分抜粋）

- ・市職員対応要領の職員に対する徹底
- ・検証を受け、その上での市職員対応要領の見直しとその徹底
- ・名古屋市行政を相手とした差別に関わる紛争に対する対応策の再検討と具現化

(5) 「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会」最終報告

「第6 再発防止に向けて取り組むべき事項」より

○障害者差別解消の推進に関する条例の改正

- ・差別相談の相手方として市を加えるとともに、市を相手方とする助言またはあっせん、措置の求め及び勧告の手続きを行うことができるよう改正すること
- ・法第10条第1項に基づき、市が市職員対応要領を定めることを明記すること
- ・今後同様の事例が生じた場合に市職員が適切な対応をとることができるよう研修等を通じて周知を行うことを明記すること
- ・市職員が市職員対応要領を順守することを明記すること
- ・障害者に対する偏見・差別を解消するための行動指針を示すこと

3 条例改正の方向性

(1) 基本的な考え方

- 本市では、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまちをつくるため、条例を制定し、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、市職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきた。
- しかしながら、令和5年6月3日には、本市主催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、参加者から他の参加者に対する差別発言がなされ、言い合いが生じる場面があった。その場にいた職員は、言い合いを制止するため駆け付けたが、その後、別の参加者から差別用語を含む差別発言がなされたことも含め、発言の制止や注意喚起などの適切な対応を行わず、さらに、討論会終了後においても、差別発言に対する市としての説明や謝罪などの対応も行わなかったという事態が発生した。
- その原因究明、再発防止を図るために設置された検証委員会の報告において、「職員として差別発言に対する問題意識が欠如していたと言わざるを得ない」等、市職員の人権問題に対する意識の低さが指摘された。また、市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築や、市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組などを規定する条例の改正が提言された。
- 本市としては、このことを重く受け止め、二度とこのような差別事案を起こさないため、市職員、事業者及び市民が「意識のバリアフリー行動」を実践することにより、障害者に対する偏見・差別のない共生社会を実現していく。
- このような決意の下、法等の改正に加えて、検証委員会の最終報告等をふまえ、所要の改正を行う。

(2) 主な改正検討事項

区 分	内 容
定 義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の定義として、身体障害の種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）、精神障害に高次脳機能障害を含むことを追加 ・ 事業者の定義（目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者）を追加 ・ 意識のバリアフリー行動の定義を追加 「周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすこと」
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を追加
市 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知することを追加 ・ 市職員の責務として、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践することを追加 ・ 国及び他の地方公共団体と相互の連携を図ることを追加
事業者・市民の責 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めることを追加
事 前 的 改 善 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による合理的配慮の提供を支援するための施策を実施することを追加 (『障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業』令和6年10月事業開始)
合 理 的 配 慮 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び事業者が行う合理的配慮の提供にあたっての留意点（代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する）を追加

区 分	内 容
相 談	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談窓口の具体的な窓口（区役所、支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）を明記 ・障害者差別に関する相談に的確に対応できる人材の育成を追加
助言又はあっせんの申立て・措置の求め・勧告等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に加え、差別事案の当事者が市の場合も、助言又はあっせんの申立て、措置の求め及び勧告等の対象に含まれることを追加 ・障害者差別解消調整委員会から市に対して措置の求めがあった場合、必ず勧告を行うことを追加
啓 発 等	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動を市全体で推進することを追加 (『ナゴヤあいサポート事業』令和6年10月事業開始)
意思疎通手段の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市が利用促進を図ることとしている意思疎通手段の項目（筆談・代読・代筆）を追加
調 査 研 究 等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事例の分析、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集や情報の共有を追加

(注) 事業者による合理的配慮の提供の義務化については、令和6年4月1日の法施行日に合わせて、条例改正済み

4 今後の予定

時 期	内 容
令和6年 10月～11月	市民意見の募集（パブリックコメント）
令和7年 2月	条例改正案の上程
令和7年 4月	改正条例施行 広報・啓発

第2 本市の施設整備における当事者参画の仕組みの検討状況

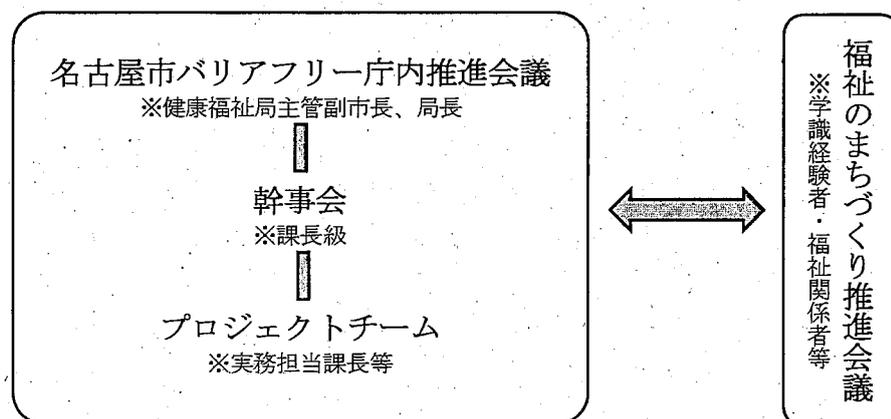
1 趣旨

○障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者等（以下「当事者」という。）が、市が行う施設整備に参画する場を設けることで、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーのまちづくりにつなげる取組みを行うもの。

2 検討状況

(1) 検討体制

○「名古屋市バリアフリー庁内推進会議」を始め庁内で検討するとともに、学識経験者・福祉関係者等で構成する「福祉のまちづくり推進会議」においても事業案について意見を伺う。



○併せて、仕組みの検討段階から当事者の意見を聴きながら丁寧に仕組みを構築していくため、「名古屋市障害者施策推進協議会」及び「名古屋市障害者団体連絡会」において事業案を説明し、意見を聴取する。

(2) 経過

時 期	内 容
令和6年 4月	第1回名古屋市バリアフリー庁内推進会議幹事会
令和6年 5月	第1回名古屋市バリアフリー庁内推進会議
令和6年 5月～8月	名古屋市バリアフリー庁内推進会議プロジェクトチーム (3回開催)
令和6年 6月	名古屋市障害者団体連絡会
令和6年 7月	福祉のまちづくり推進会議
令和6年 8月	名古屋市障害者団体連絡会
	第2回名古屋市バリアフリー庁内推進会議幹事会
令和6年 9月	福祉のまちづくり推進会議
	名古屋市障害者施策推進協議会
	第2回名古屋市バリアフリー庁内推進会議

(3) 福祉のまちづくり推進会議等での主な意見

- ・当事者の意見を聴く仕組みができるのはありがたい。
- ・ハード面だけでなく、職員、スタッフの対応についても当事者参画の場で議論ができるといい。
- ・この事業は健康福祉局だけの話ではなく、整備を行う各局の話なので各局との調整をして、しっかり進めていただきたい。

(4) 「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会」最終報告

「第6 再発防止に向けて取り組むべき事項」より
○対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備
市が公共建築物を整備するにあたり、障害者や高齢者をはじめ配慮が必要な当事者からの意見聴取や対話の仕組みを整備することを検討すべき

3 バリアフリー整備相談支援事業の案

区 分	内 容
当事者参画の場の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、高齢者、子育て、性的少数者等の多様な当事者や支援団体に参画を依頼する。
当事者参画の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の種別や規模、出された意見が反映できる時期等を踏まえて、実施時期を検討する。ただし、基本構想・計画段階での実施は必須とする。 <p>《実施時期の例》</p> <p>①基本構想・計画【必須】 ②基本設計 ③実施設計 ④施工(着工後) ⑤事後検証(竣工後)</p>
当事者参画の対象	<p>1 要件</p> <p>市施設等の整備のうち以下のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 市が実施する施設等の整備のうち以下のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 公共建築物：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第2条第19号に規定する特別特定建築物のうち床面積の合計が2,000㎡以上のものの新築、増築、改築、リニューアル改修等</p> <p>イ 道路：バリアフリー法第2条第10号に規定する特定道路の新設又は改築</p> <p>ウ 公園：都市公園法第2条第1項に規定する都市公園のうち、面積4ha以上の公園の新設又は移動等円滑化園路を含む大規模な再整備で、当事者が必要と認めるもの</p> <p>エ 公共交通機関：バリアフリー法第2条第7号に規定する特定旅客施設の新設又は大規模な改良</p> <p>(2) 施設等所管課が希望するもの</p> <p>(3) 事務局が特に必要と認めるもの（当事者の要望を踏まえて検討）</p> <p>2 その他情報提供</p> <p>小規模な公共建築物の整備等を一覧にして当事者に情報提供</p>

区 分	内 容
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等所管課及び施設職員へのバリアフリーや当事者の特性に関する研修支援を行うとともにより良い整備に向けた検証を行う。 ・当事者参画により出された意見について、集約・整理し、意見の概要を公表することで、市が行う施設整備に役立てるとともに、民間事業者への啓発にもつなげる。 ・当事者の意見を蓄積することにより、福祉都市環境整備指針の改定に役立てることも検討する。

4 今後の予定

時 期	内 容
令和6年10月～	名古屋市バリアフリー庁内推進会議 名古屋市バリアフリー庁内推進会議幹事会 名古屋市バリアフリー庁内推進会議プロジェクトチーム
令和6年12月	名古屋市障害者団体連絡会
令和7年3月	福祉のまちづくり推進会議
	名古屋市障害者施策推進協議会
令和7年度	事業開始